

記載例 就職等により11月分から特別徴収を開始する場合。

特別徴収義務者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記入してください。

特別徴収への切替依頼書 [普通徴収→特別徴収]

中途就職・採用等により従業員の方を新たに特別徴収していただく際に、必要事項（何月分から徴収できる旨等）を記入のうえ提出してください。確認後、町民税・県民税特別徴収税額(変更)通知書を送付しますので、その月割額を徴収してください。

届出書を提出する年月日を記入してください。

新たに特別徴収を行う人の住所、氏名を記入してください。

希望する受給者番号を記入してください。

(あて先) 幸田町長 令和●年10月3日提出		所在地 額田郡幸田町大字菱池字元林1-1	特別徴収義務者 指定番号 9000001
給与支払者 (特別徴収義務者) 甲野商事(株)		氏名 (名称) 甲野商事(株)	連絡先の氏名及び所属課係名並びに電話番号 担当課 総務課人事係 担当者 愛知 太郎 電話 (0564) 62-0000
給与所 幸田町大字芦谷字仲田500	(ア) 年税額 40,000 円	(イ) 納付済額 2期まで 20,000 円	(ウ) 未納付税額 (ア)-(イ) 20,000 円
住所 フリガナ オツノ タロウ 氏名 乙野 太郎	特別徴収 開始希望月 11月分から (12月10日納期分)	新規の事由 就職による	
特に受給者番号を希望する場合記入してください。 123A4567			

特別徴収義務者指定番号があれば記載してください。(7桁)

※印の欄が必要な場合

異動届出書の内容について、応答できる人の担当課、氏名、電話番号を記入してください。

※印の欄が必要な場合

新規の事由を記入してください。

◎毎月10日までにこの申請書を提出すれば、翌月の給与から特別徴収することができます。(例えば、8月8日の申出により、9月分(10月10日納期)より徴収)

◎申出時にすでに納税通知書の納期限が過ぎている納付分については、特別徴収に切り替えることができませんので速やかに納付するようにご本人にご案内願います。

◎複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

※町記入欄	現年度	処理日	月割・期割	個通知打出	事業所発送
	新年度	処理日	処理内容		

※印の欄は記入しないでください。

新たに特別徴収を行う人の年税額を記入してください。

新たに特別徴収を行う人が町県民税を何期まで納めたか、及び納付済額を記入してください。

未納付額を記入してください。(ア)-(イ)

何月分の給与から特別徴収できるか記入してください。(納期限は翌月10日頃になります。)